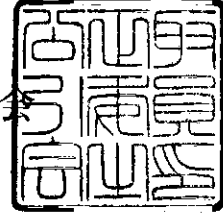


公取通第 309号
平成 15年 12月 22日

山岡 雅顕

殿

公正取引委員会



通 知 書

平成 15年 9月 2日に書面で報告を受けた件について下記のとおり処理したので、景品表示法第7条第1項により適用する独占禁止法第45条第3項の規定に基づき通知します

記

法律上の措置は採りませんでした。景品表示法に違反するおそれがある表示でしたので、警告しました。

[本件の照会先は、取引部景品表示監視室]
[電話03-3581-3377]です。